

平成31年3月5日（火）

（午後4時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（岡 弘悟君）順番11、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）最後になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、三点ありまして、まず初めなんです。一点目は、応其区、神野々区に設置予定の太陽光発電施設についてお聞きします。

応其区平山城住宅に隣接する太陽光発電設置予定地にある法面が急斜面です。その対策で、市当局と和歌山県が対応していただいておりますが、大雨、台風、地震が心配であります。市当局の今後の対応について質問いたします。

それと、神野々区あけぼの市営住宅に隣接する太陽光発電施設設置予定の件でお聞きします。

神野々区住民から設置反対の署名が三百数十筆集まり、市当局に提出されています。現在、どのように対応されているのかお聞きしたいと思います。

二つ目の項目は、市民が日常利用する歩道と通学路についてお聞きします。

市民が日常利用する歩道は、市民のみならず学童の通学路ともなっているところもあります。昨年、通学路合同点検を実施されましたか。実施されたら、その報告を簡潔にお願いしたいと思います。これは、前に質問された方の答弁と同じになると思いますが、簡潔にお願いします。

歩道に関する次の質問は、東家三丁目6番

地に市民や学童の通学路ともなっている歩道があります。しかし、ガードレールの役割を果たしていない危険な状況になっております。以前からも地元区から要望の出ているもので、早急な対策が求められていますので、よろしくお願いいたします。

3項目めは、信太小学校廃校に伴う跡地利用について、これも同僚議員が質問されましたが、私も角度を変えてお聞きします。

本年1月に信太地区区長会より、跡地利用についての要望書が本市教育委員会に出されています。要望書には、「公民館分館や地域コミュニティセンター等の市施設を基本とし、地域防災の拠点としての地域活性化、幼児から老人までの地域住民の交流をめざしたい」と書かれています。全文を読むと、地域住民の熱い思いが伝わってきます。教育委員会の現時点での見解をお聞きしたいと思います。

以上、三点、よろしくご答弁お願いいたします。壇上からの質問、以上で終わります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君の質問項目1、応其区及び神野々区に設置予定の太陽光発電施設に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）応其区及び神野々区に設置予定の太陽光発電施設についてお答えします。

まず、平山城団地南側斜面の大雨、台風、地震対策ですが、和歌山県において、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施した結果、当該地については土砂災害のおそれのある区域として、現在土砂災害警戒区域への指定に係る手続きを進めているところです。

この結果から、法面の樹木を伐採したこと

により、崖崩れの発生を誘発助長するおそれがさらに高まったことから、市としては、これに係る対策について事業者と協議を重ねているところです。

また、和歌山県と協議の結果、一定の要件に適合すれば急傾斜地崩壊対策事業により対策が可能であるとの結論に至り、そのこともあわせて事業者に対し事業実施への協力について働きかけているところです。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

〔副市長（市民生活部長事務取扱）

（森川嘉久君）登壇〕

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）次に、神野々区にある市営住宅あけぼの団地に隣接する太陽光発電施設設置計画についてお答えします。

議員おただしのとおり、平成30年12月17日付で、地元住民329名分の設置計画反対の署名が、また、12月25日付で市長への申し入れ書が神野々区長より提出されています。当該計画は、発電出力が500kWになると聞いており、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が適用される案件ですが、現在のところ、事前協議にも至っておらず、さらに知事の認定を受けてから工事に着手するまで相当期間を要すると考えられます。

当該計画地は、議員もご存じのとおり、樹木等が全て伐採され、以前に緑豊かな景観からはほど遠い状態となっています。近年増加している局地的豪雨による法面の崩落など、周辺住民への被害も懸念されることから、平成31年2月18日付で和歌山県知事、和歌山県環境生活部長、及び伊都振興局長に対し、適切な対応を求める要望書を提出したところでございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、一点目お聞きいたします。

応其区平山城住宅に隣接する太陽光発電施設設置予定地でお聞きしたいんですが、事業者負担と公的負担による急傾斜地崩壊対策事業の実施について、事業者に対し協力を働きかけるとのことですが、今年の大雨、台風による土砂災害が心配であります。事業者は前向きに検討されているようでありますが、当局の担当課は大変いろいろと苦労されていると思いますが、その辺の事業所の対応についてくれぐれも解決できるような方向で、この急傾斜地崩壊対策事業が実施できるようにお願いしたいと思いますが、ちょっと様子だけお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）そしたら、一連の流れの中で説明させていただきます。

まずは、急傾斜地崩壊対策事業の前に土砂災害防止法に係る警戒地域に指定されるということについて、誤解があればだめなので、ちょっと補足説明だけさせていただきます。

まずはそこに指定されたら、要するに法的な強制力はないけども、道義的な部分で、どちらかといえばお願いのウエートの高い部分で対策を事業者に対してお願いしておる。その土砂災害防止法の趣旨というのは、あくまでもソフト面の対応でして、要するに、自分の命は自分で守っていただきたい。ということは、常に気象情報等に注意する習慣づけを行い、危なかったら避難していただきたいというあくまでもソフトの対応であるということです。

そして、次に、今おただしの急傾斜地崩壊対策事業についてですけれども、まずは法指定を行わなければならない。土砂災害防止法に関しては周辺の同意というのは要らないん

ですけど、この法指定については同意が要ります。言うたら、影響範囲の皆さん全てに同意をいただくことが必要である。特に重要なのは、所有者、事業者に対しても、要するに同意をいただくこと。そして、県のほうで代替で工事していただく用地については、無償提供いただくこと。それと、事業費、結構多額な事業費になると思うんですけど、総額の最大5%ですけど、事業者に負担していただくこと。この三点の条件をクリアしなければ、工事はできないということになります。

だから、それについてはもちろん今のところは電話やメールでのやりとりですけど、今月中には代表者の方が来庁していただくことになっていますんで、テーブルに着いてきちっと協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）事業者とくれぐれも話し合っていて、実際危害が起こらないようにしていただくように、どうぞくれぐれもよろしくお願いいたします。対応お願いいたします。

そしたら、ちょっと次に、神野々区あけぼの市営住宅に隣接する太陽光発電施設についてお聞きしたいと思います。

資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインというのがあります。これによりますと、地域との関係構築の項目のところでこのように書いております。事業計画作成の初期段階から、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分に配慮して事業を実施するよう努めることということで書いています。さらに、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催や個別訪問など、具体的な対応方法について自治

体と相談するように努めることと書いています。事業計画の初期段階からやるべきことをガイドラインで示されています。これは地域住民の理解と協力を得るための基本であると思います。

今回のこの件は、これができていないのが実際であります。このようなケースが多いというのが現状で、国や和歌山県に対してガイドラインによる指導を徹底していただければというように要請していただきたいと思いますが、ご見解があるでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）議員ご指摘の点につきましては、以前からも申し入れておりますし、現在、500kW以上につきましては県の条例におきまして、議員ご指摘の点は十分しなければならないという条例の構成になっておりますし、500kW未満につきましても、31年1月1日以降は、市の条例でそういう手続きについて規定をしておりますので、もちろん自治体に対する事前協議もございますし。失礼しました。500kWと申し上げたようですので、50kW未満につきましては市の条例で規定をしておりますので、そういうことで、事前に十分住民に対しても説明をしていくという指導を、県なり市なりがしていくことになっております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きしたかったのは、資源エネルギー庁の指針なんですけども、事業者が初期段階で住民に対する丁寧な説明が要ると書いていますんですけども、その資源エネルギー庁の指針が守れていないというのが、ほかの事業所の太陽光発電もそうなっているんです。指針だから別に罰則はないわけなんですけども、資源エネルギー庁の、事業所が

初めに計画を持った段階で、実はここでつくりたいんですよということを住民に知らせることがあまりにもできていないのが、あちこちの太陽光発電の事業所のやり方なんです。

だから、資源エネルギー庁の初期段階から計画を持たれたときに住民にきちっと説明して、実はここにこれを設置したいんだという説明をするよう努めるって書いてあるんですけども、資源エネルギー庁のこの指針が守られていないのが現状なんです。それを国と県にくれぐれも、この資源エネルギー庁の指針を守ってくださるようにちょっと要望していただきたいということをお聞きしたかったんですけどね。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）その点につきましても、以前にも経済産業大臣を訪問いたしまして、市長のほうからも強く申し入れをしていただいておりますし、何度も繰り返しになります、国のほうの指針だけでは不足の点もあったかと思っておりますので、その点につきましては県の条例なり市の条例でさらに網をかけておるということをやっているのが現状かと思っております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）神野々区の太陽光発電の関係のことなんですけど、設置事業者と和歌山県、橋本市の関係機関とで事前協議にこれから入っていくと思うんですが、いろいろ資料を計画提出された時点で、実際にこの神野々区民329名の建設断固反対という意思表示があるんですが、事前協議があったときに、断固反対という住民のこの意思がある上で、どのような立場でこの事前協議に臨まれるのか、どういう立場をされるか、本市の立場をお聞きしたいと思うんですが、これが一番気

になるところなんです。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）その点につきましては、もちろん市のほうでも強く認識をしておるところでございますし、事業者は事前協議にまだ至っておりませんが、その時点ではこういう状況でありますよということは認識していただきつつ、強く指導をしてまいりたいというふうに思いますし、事前協議、その次の段階で住民への説明ということが十分行われない形では、県についても認定をしていきにくいのではないかとこのように思っておりますので、そこはきっちりとした形で説明はさせていただきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）神野々区民の意思は、断固反対という意思表示を示されているので、事前協議のときにはそのことをよく伝えていただいて、その立場で事前協議に臨んでいただけることをくれぐれもお願いしたいと思います。

そしたら、お聞きします。

答弁でも言っていただけでしたが、局地豪雨による法面の崩落が心配であります。神野々区のところですが、私が事業者の現地責任者と話し合った結果、4月頃に崩落防止の対策を講じるという約束をしていただきました。当局からもこのことを確認とっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）副市長（市民生活部長事務取扱）。

○副市長（市民生活部長事務取扱）（森川嘉久君）一応、事業者に確認をしましたが、4月に入り暖かくなってきた段階で、全面種子の吹きつけを行う計画とお聞きしております。現在はその準備を進めておるということで聞

いております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、あとの項目がありますので、この太陽光の件はこれで終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、歩道と通学路に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（曾和信介君）登壇〕

○教育部長（曾和信介君）市民が日常利用する歩道と通学路についてお答えします。

通学路の合同点検は、通学路交通安全プログラムを見直すために実施しております。通学路交通安全プログラムは、平成24年に全国で登下校中の児童生徒の事故が相次いだため、全国的に通学路の合同点検が行われ、その点検結果をもとに安全対策の必要箇所を示したものです。本市では平成26年度に策定を行いました。

この安全プログラムは、11番議員にもお答えしたとおり、橋本市通学路安全推進会議において検討の上策定しており、プログラムの変更の際にも随時開催する必要があります。

プログラムの変更は、平成27年度と平成28年度の2回行っており、主な変更内容として対策箇所の追加を行っています。

平成30年度は昨年10月17日に、橋本市通学路安全推進会議を開催し、現場検証の必要な箇所を事前協議した上で、昨年11月20日と27日の2日間で市内の10箇所の合同点検を実施しました。

その点検結果等を踏まえ、橋本市通学路交通安全プログラムに、安全対策の必要箇所として新たにこの10箇所を追加いたしました。

また、既にプログラムに掲載している2箇所については、安全対策方法の見直しを行いました。

これにより、プログラムに掲載の安全対策

の必要箇所の合計は69箇所となっており、そのうちソフト対応も含めて対策済みまたは対策中が54箇所、来年度以降の対策予定箇所が12箇所、未定の箇所が3箇所となっております。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）次に、東家三丁目6番地先の市道東家樋下線の安全対策についてお答えします。

この市道の現況幅員は約1.8から2mであり、この幅員を確保したまま新たに転落防止柵を設置することは困難な状況です。

教育委員会では、児童の通学について集団で登校する際には、この市道を通らずに国道371号バイパスの歩道を通るよう、通学路の変更対応により安全対策を行っているとのこと

です。しかしながら、歩行者の安全確保をすることは道路管理者の義務であるため、今後何か対応策がないか検討等を行っていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）初めに、お聞きします。

通学路の合同点検のことなのですが、昨年の6月議会で私、質問したんですが、車道にスクールゾーンの文字表示を要望したところ、このように答弁がありました。「秋頃に合同点検をして、必要な対策につきましては計画を立てて順次進めてまいります」という答弁でございました。スクールゾーンの文字表示の取り組みについてどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）昨年6月に議員のほうからもご指摘がありましたので、スクー

ルゾーンにつきまして、今回の合同点検で各学校等からの要望につきましては、現実的には出ておらなかったというところがございます。スクールゾーンにつきましては通行規制に係ることもあり、新たな交通規制等については難しいというかハードルが非常に高いということがございます。

ただ、消えているところについては順次対策をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）昨年の答弁のときに、私、さきに言いました「計画を立てて順次進めてまいります」ということで、かなり合同点検のときに課題として挙げていただけるように、当局側から、合同点検に回られた皆さんの中からもなかつても、当然これが私、課題として挙げられると思ったんで、幾つかの点検箇所もできて、設置する順番も決めて、優先順位決めてやっていかれると思っていたんですけども、その辺の課題になってなかったから残念です、僕。答弁と違う形でなっていたんで、どうもちょっと納得できませんが。

後半で言いましたけども、具体的にちょっとよくわかりにくんで、もうちょっと。

○議長（岡 弘悟君）わかりました。ちょっと整理しますね。高本議員は、先ほどの質問は、自分が要望した箇所に関して答弁いただいたのが、随時計画を立ててやっていくよという答弁を以前いただいていたと。でも、今の答弁からすると、要望をいただいたところを順次やっていくという形に変わっているので、その辺はちょっと理解できないんですけどもどうということなのですかということで質問されているので、その部分についてご説明願えますか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）昨年お答えした内容につきましては、必要な対策の場所については計画を立ててやっていきたいということございまして、必要な箇所という判断のもとには、学校から危険箇所が上がってきたりとか、そういうところの場所を選定してやっていくということで、合同点検で確認をした上で順次やっていきたいという判断でございましたので、今回その内容について、各学校等からも上がってきてございませんでしたので、今回の対策の中には入れていないというのが現状でございます。

○議長（岡 弘悟君）教育委員会としては、今現状ではそこは必要ないという判断をしたということですね。高本議員の意見で受けたんですけども、教育委員会として調べた結果、そこは今のところそういう必要性はないので、順次ほかの優先順位の高いところからやっているという答弁ですね。学校からもそういう要望がなかったということなんですけども。

教育長。

○教育長（小林俊治君）高本議員の質問にお答えします。

スクールゾーンという形で、時間帯を決めて児童が特に通学するときの車両規制という形になります、スクールゾーンっていうことは。スクールゾーンを設定するということは、その時間帯で車両が通れなくなる。ということは、地域住民の方々の生活とも密接につながってまいりますので、本当にその学校の中で危険であると、例えば、道幅が狭くて、車が通った場合、子どもが事故に遭うとか、そういうことも懸念される、特に懸念されることについては、教育委員会しても積極的にスクールゾーンの認定をお願いしに行きたいと思っておりますが、30年度の通学路の点検では、いわゆる児童生徒だけではなくて、地域の方々の生活、例えば、朝の状況で、福祉施設

へ通所されている方々の車までストップさせてしまうという場面もございますので、慎重に対応して協議をさせていただいているというところでは。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私の思いは、歩道がちゃんとあってブロックをつくっていて、歩道と車道の区別があるところはいいんですけども、車道に児童が歩いているというところに、車が横を通っているんで、その辺で注意喚起のためにスクールゾーンが必要でないかという意味でぜひともお願いしたいということを行ったんで、それで、これからちょっといろいろ今後もまた聞いていただいて、必要でないかなということで自ら教育委員会から言っていただいて、ちょっとお願いしていただけるような、そういう必要であるかどうかを確認しながら進めていただくようお願いしたいと思います。

そしたら、ちょっと申し上げたいと思います。

次の質問で、東家三丁目6番地の市道の安全対策のことについてご答弁いただきましたが、歩行者の安全確保をするためにも、小さな子どもが滑り落ちないようにするというのが、ガードレールの補強必要という意味で大事なんですが、その辺で対策はかなり難しいということでおっしゃるんですが、足を踏み外して落ちないとも限らない。現に落ちた方が、入学前の子どもさんが落ちたというのが以前にあったという話も地元で聞きましたので、ちょっとイメージがわからないと思うんですが、ガードレールがあるんですが、足場のところ、すき間があるために、下の土手のところへ滑り落ちてしまうというすき間が大きい関係なんです。そこに、ちょっと足を踏み外しても子どもさんが下へ落ちないような防護柵というか講じていただけるように、

工夫していただけるって研究するようなことをおっしゃっていたんですが、くれぐれもちょっと子どもさんが足を踏み外しても土手の下へ落ちないように工作してほしいんですが、それでは、くれぐれもできる方向で検討されるように、ちょっとご答弁いただけたら助かるんですけどね。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）まず、その議員おただしの場所につきましては、平成1桁台に施工された箇所でございます。そのときに、もちろん本市と地元と調整させていただいて、こないしかでけへんよという前提のもとで、多分車が通れるようにということであいう方法、車を優先した形の施工になりました。歩行者のほうはくれぐれも気をつけてくださいねという了解のもとで施工されたものであるということ、まず認識していただきたい。

それから、周辺環境が変わって、通行される方も多くなったと思います。それで通学路にも指定されていて、通学路に関しましては、変更していただけたということですよ。けれども、私、壇上で答弁させていただいたとおり、歩行者の安全確保というのは私どもの義務と思っていますので、少しでも早い時期に、何らかの対策を講じたいというふうには考えます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ぜひちょっと改善できる方向で検討してくださるように、地域の方、かなりご意見がありますので、ぜひくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ちょっと意見を申し上げたいんですが、質問じゃなくて意見なんですが、第10次橋本市交通安全計画というのが示されていますが、そこには市民が安心して子どもを育む社会を実現するためには、犯罪の観点をも

ちろん、子どもを交通事故から守る観点からの対策が求められるため、通学路等において歩道等の歩行空間の整理を積極的に推進する必要があると書かれています。子どもを交通事故から守る対策に終わりはないと思います。市民や関係者の協力で、子どもを交通事故から守っていかなくてはならないとつくづく思います。こういった立場で、今後の交通安全、歩行者、子どもの安全を守る立場で進めていただけるように、くれぐれもお願いしたいということで申し上げたいと思います。

次の項目に移ります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、信太小学校廃校に伴う跡地利用に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）信太小学校廃校に伴う跡地活用について、現時点での教育委員会の見解をお答えします。

要望書については、本年1月11日、信太地区区長会から教育長宛てに提出されています。この要望書は、昨年12月9日に信太地区区長会が主催し、開催した信太地区住民話し合い（熟議）において出された多数の意見を信太区長会において集約し、十分な論議を踏まえ提出された要望であると認識しております。

この熟議は、「地域防災の拠点として、地域活性化、幼児から老人までの地域住民交流のための施設」の設置を望む意見が大半を占めたと聞いています。

閉校となっても信太地区の拠点として大切な場所であることから、地域住民に寄り添った対応が強く望まれているところです。

16番議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、2月28日には、信太地区区長会と教育委員会合同で、かつらぎ町天野地区に視察研修を行いました。

3月28日には、信太地区区長会と市長、教育長による懇談会を開催する予定にもなっており、今後も地域の皆さんと協議を重ね、跡地利用について検討していきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）まずはじめに、信太地域中山間地地域の現状を少しお話ししたいと思います。

信太小学校廃校に伴う跡地活用の方向は、今後の橋本市において、山間地地域全体に共通する課題であります。地域資源を生かして、地域活性化を図りながら集落を維持していくためのモデルケースとして、今回の住民の声を生かしていくことがすごく求められていると思います。

信太地域は昔から、地域全体がまとまっているいろんなことに取り組んできた地域であります。この力を大切に残して未来につないでいくことは、橋本市全体の活性化に役立っていくものと思います。地域の組織活動をする担い手が少なくなっている現状で、既存の組織運営がかなり困難な現状になってきているのも現状であります。そういった集落も出ているところでもあります。

今、体系的な手だてが必要になっておるようには私は思います。山間地を取り巻く現状は、統計的なものや机上の数値で捉えた現状より、実態は深刻なものになっているというふうに私はすごく感じております。

本市において中山間地の現状、どのような認識でおられるのか、ぜひともご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）高本議員、その質問は通告外です。中山間地の現状についてどう考えるかというのは、通告外になります。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私、言いましたのは、信太地域ということで繰り返し言ってますように、信太地域のことでそういう現状に、中間山地の現状をなっているということを今お話ししたんで、その辺で、特に信太地域についてのそういう現状を私は感じておりますので、ご意見をお聞きしたいということでもあります。

○議長（岡 弘悟君）廃校に関する跡地利用に関しての通告なので、通告外ではあるのですが、認識と言いましても個人的な認識になりますので、廃校に関連した跡地利用とか、公民館、その地域に基づくことであれば答えはできますけども、認識についてお聞きになられても、恐らく教育長の個人的な意見になってしまいますので、その辺はちょっと切り口を変えていただけますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）いや、私、申し上げたのは、信太小学校跡地利用についての現状、地域の取り巻く現状について申し上げたんです。信太小学校を取り巻く、中山間地を取り巻く現状について申し上げたので、そういう意味ではこの廃校になる信太小学校、そういう取り巻いている状況について、そのことを踏まえたらどんなふうな感じでおられるんかということをお聞きしたかったつもりだったんですけど。

○議長（岡 弘悟君）わかりました。ちょっと整理いたしますね。そういった地域環境を取り巻く中で今回廃校になると。その環境の中で、その信太の跡地をどのように利用していくのか考えておられるのか答弁いただけますか。

教育長。

○教育長（小林俊治君）先ほど答弁の中で、住民熟議で区長会がまとめられた要望書というのが提出されております。そのこのところで

言いますと、地域防災の拠点としての地域活性化、それから、幼児から老人までの地域住民の交流のための施設が大半を占めましたというお話をさせていただきました。付加的に、地域活性化に協力してくれる企業や管理者等による複合的施設、それから、地域からの雇用を生み出しながら自然体験、農業体験、スポーツ体験のための施設、農産物販売やカフェ等の複合的施設というのも出されています。

そういうご意見をいただいた中で、私たちは持続可能で、なおかつ地域が発展できるものという捉え方をしています。そのためには、自分たちの考えだけではやはり立体感が少ない部分もございます。その中山間地域のより一層の活性化という部分でいえば、例えば、文部科学省の廃校プロジェクトを利用して地域活性化に取り組むと。

先ほど付加的にありました地域活性化に協力してくれる企業や管理者等による複合的施設という形で取り組む方法も大いにありかなと。そうすると、地域も活性化しますし、本来地域の方々の雇用も生むことができます。そういう意味で、地域の方々の思いに寄り添いながら、なおかつ自分たちとしていかに地域を活性するかを考えて、取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）またよろしく願いいたします。

そしたら、次の質問なんですが、答弁していただいたように、信太小学校の跡地利用については地域の皆さんと協議を重ねて、跡地利用についてこれから検討していくということでもあります。地域の皆さんと合意して進めていただけるように、くれぐれもぜひよろしく願いいたします。

和歌山県は平成14年度から25年度までの12

年間なんです、ここでの廃校になった数は小学校で84校、中学校で27校あり、高等学校で8校あると私が調べた資料にありました。公立学校としては119校の廃校と、この12年間でなっているようであります。

全国的に最も多い学校の跡地利用について、社会教育施設が最も調査の上では多いということであります。その次に多いのが体験交流施設というふうな要望が調査で出ているようであります。施設整備の財源と運営、また維持管理の財源という問題にとってみますと、補助金を含めた公的資金に依存するところがほとんどであるようであります。運営主体も、地方自治体でやっているところが多くあるようでございます。

廃校の利活用の費用として、補助金制度を利用すればいいと私はすごく思うんですが、廃校施設等の活用にあたり、利用可能な補助金制度として国土交通省の「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業という補助金があるそうであります。そして、また農林水産省の農山漁村振興交付金というものもあります。こういった補助金を活用して施設整備とか財源に充てることが当然考えられると思うんですが、その辺、当然考えておられると思うんですが、そういう補助金をいただきながら廃校利用をされていくと思うんですが、どのような現状で考えておられるかお聞きしたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

議員、今、お話しいただいたように、国土交通省であるとか林野庁であるとか文部科学省であるとか文化庁であるとか、さまざまな廃校利用の補助金制度がございます。活用は、ニーズに合った形での活用を考えていきたいと思っております。補助金が先にあると、それに合わせてニーズをつくるのではなくて、や

はり地域住民の願い、思いに合致した補助制度というのを活用していきたい。そのときにはやはり廃校プロジェクトの中で活用できるものを一緒に協議しながら、何回も繰り返しますが、地域の活性化、引いては橋本市の活性化につながると思いますので、いろいろ協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ぜひよろしく願いいたします。

そしたら、ちょっと最後になるんですが、経済推進に関係してくるかもわからないんですがお聞きします。

全国さまざまな形で廃校後の利活用が行われているところでありますが、例えば、那智勝浦町ではこんなところがありまして、籠ふるさと塾というのがありました。ここでは5日間の定住体験、そしてまた施設には単身者用、家族用の滞在施設があって、使用料もそれぞれ月1万5,000円、家族のところは2万円ということで、実際に移り住んでやっていけそうかどうかを判断していただくためのそういう取り組みをされているところがあります。那智勝浦町なんです、定住促進のアイデアということでは、私、すごくいいアイデアやと思うんですが、空き家利用で定住促進に今取り組んでいるところですが、こういう公共施設での定住促進に使っていく方向、現に那智勝浦町でやっておられるので、公共施設を含めたそういう利活用の参考になるんじゃないかと私はすごく思うので、これは取り入れられるようなアイデアじゃないかなと私、すごく思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）先ほど教育長からも答弁ありましたように、補助金ありしの整備ではなくして、今地元もかかわってど

ういうふうを活用していくかということ協議いただいておりますので、そのニーズに合わせた補助金を探していくような、そういう形をとっていきたいと思います。地元からそういう意見が出て、そういう目的に使っていくんだということであれば、経済推進部としてしっかりそういった農林水産省であったり、経済産業省の補助金をとれるように努力してまいります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）地元からの要望はいろいろ具体的な要望書で出ておりますので、その方向で進めていきながら、いろんなアイデアも工夫も知恵も出しながら、当局からもいろいろアドバイスも出しながら、いい方向で廃校利用、跡地利用できるような方向で、利活用できるような方向で検討されるようお願いしたいと思います。

いろいろなケースの使い方があると思うんですが、特に地元の要望を中心にやっていただくことが基本であります。また違った面からの活用の仕方、今、私が申し上げたような、それも一つの案でありますし、いろいろ検討されて一番いい方向で、特に私、すごく思うんですが、本当に地域から離れている若者、何とかして食い止めないと、毎年500人も減っているようなこの現状をほっとくわけにいかないので、先ほど水道の話もありましたように、やっぱり若者離れになるような、そういうことにならないようにしていかないと、思うので、そのことも含めてこの跡地を検討していくことがすごく大事やと思うんです。

今までもいろんな質問やご意見、答弁もありましたが、本当に定住するためのいろんな知恵を出していかないとあかんと思うし、そういう意味では観光も一つの方法ですけども、どうやって若者を含めて、農業に従事する人をどうやって呼び込んでいくかということ

知恵を出していかなかったら、構えている、こういう制度があります、どうぞ何とか来てくださいというふうなものでなくて、積極的に進んで呼び込んでいく、そういう知恵を出していかなかったら、本当に橋本市へ行ってみよう、住んでみようというようにならないと思うので、そういうことを十分に考えていただいてやっていかなかったらあかんと思います。

決まった取り組みをネットで流すだけでなく、進んでやっぱりいろいろ知恵を出しながら、何とか500人も減っているこの現状を食い止めていくということがものすごく私、気になるので、それをいろいろ知恵を出しながら、一つの方法としては、やっぱり市民にどうやってこういう若者が住みたくなるようなまちにしていくか、何かアイデアないですかということ求めていくことも一つの方法なんで、そういった調査もしながら、市民の実際のこうすればもっと皆さん、若い人たちが引っ越ししないで住むと、住んでくれるんじゃないかということ、市民からのいろんなアイデア、知恵を引き出すような方向で取り組んでいただきたいと、当局だけで考えるんじゃないで、それをくれぐれもしながら、みんな知恵を出しながら若者の呼び込み、定住を促進していただけるように、くれぐれも取り組んでいくことがすごく大事だと思いますので、そのことを申し上げて質問を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君の一般質問は終わりました。

○議長（岡 弘悟君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月6日は休会とし、3月7日午前9時

30分から会議を開くことにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんの

で、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさ
までした。

（午後 4 時50分 散会）